



日本銀行 政策委員会月報

令和5年3月



第878号

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。
引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

目次

1. 政策委員会委員の就退任	1
2. 議決事項	4
(1) 金融政策決定会合関係	4
◆金融市場調節方針の決定に関する件（3月9・10日）	4
◆資産買入れ方針の決定に関する件（3月9・10日）	5
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（3月9・10日）	6
◆金融政策決定会合の議事要旨（2023年1月17、18日開催分）に関する件（3月9・10日）	9
(2) 通常会合関係	10
◆参与の推薦に関する件（2月28日）	10
◆タイ中央銀行との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関する件（2月28日）	10
◆「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」の一部改正等に関する件（3月3日）	11
◆理事の推薦に関する件（3月10日）	20

◆「2023年度の考査の実施方針等について」に関する件 (3月14日)	20
◆政策委員会月報（令和5年2月）に関する件（3月14日）	20
◆第139回事業年度（令和5年度）経費予算の作成等に関する件 (3月17日)	21
◆2023年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に 関する件（3月17日）	24
◆議長の職務を代理する者の決定に関する件（3月20日）	24
◆氷見野副総裁の兼職を承認する件（3月20日）	24
◆2023年度における中期経営計画（2019～2023年度）に関連 した事項に関する件（3月31日）	25
◆預金保険機構運営委員会の会議に出席する日本銀行理事を 指名する件（3月31日）	25

3. 報告事項 26

1. 政策委員会委員の就退任

令和5年3月19日、日本銀行副総裁 あまみや まさよし 雨宮 正佳および同副総裁 わかたべ まさずみ 若田部 昌澄が任期満了により退任した。翌3月20日、日本銀行理事 うちだ しんいち 内田 眞一および氷見野 ひみの 良三りょうぞうが同副総裁に就任し、政策委員会委員となった。

内田 眞一 新副総裁の紹介



昭和37年8月22日生

出身地 東京都

昭和61年 3月 東京大学法学部卒業

61年 4月 日本銀行入行

平成19年 5月 企画局参事役

20年 7月 総務人事局参事役

22年 7月 新潟支店長

24年 5月 企画局長

29年 3月 名古屋支店長

30年 4月 日本銀行理事

令和 4年 4月 〃 (再任)

5年 3月20日 日本銀行副総裁

氷見野 良三 新副総裁の紹介



昭和35年4月25日生

出身地 富山県

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 昭和58年 3月 | 東京大学法学部卒業 |
| 58年 4月 | 大蔵省入省 |
| 平成15年10月 | バーゼル銀行監督委員会事務局長 |
| 18年 7月 | 金融庁監督局証券課長 |
| 19年 7月 | 金融庁監督局銀行第一課長 |
| 21年 7月 | 金融庁監督局総務課長 |
| 22年 7月 | 金融庁総務企画局参事官 |
| 24年 7月 | 金融庁総務企画局審議官 |
| 28年 7月 | 金融庁金融国際審議官 |
| 令和 2年 7月 | 金融庁長官 |
| 3年 9月 | 東京大学公共政策大学院客員教授 |
| 4年 1月 | (株) ニッセイ基礎研究所総合政策研究部
エグゼクティブ・フェロー |
| 5年 3月20日 | 日本銀行副総裁 |

2. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（3月9・10日）

本委員会は、令和5年3月9・10日の金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

- (1) 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
 - (2) 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。
2. 1. に関し、長短金利操作の運用として、長期金利の変動幅を「±0.5%程度」とし、10年物国債金利について金額を無制限とする0.5%の利回りでの固定利回り方式の国債買入れ（指値オペ）を、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施すること。また、1.の金融市場調節方針と整合的なイーロドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペを実施すること。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（3月9・10日）

本委員会は、令和5年3月9・10日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
2. CP等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（3月9・10日）

本委員会は、令和5年3月9・10日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

別紙

2023年3月10日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（全員一致）

①次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

②長短金利操作の運用

長期金利の変動幅を「±0.5%程度」とし、10年物国債金利について0.5%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施する。上記の金融市場調節方針と整合的なイールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペを実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

①ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。

②CP等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

2. わが国の景気は、資源高の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとで、持ち直している。海外経済は、回復ペースが鈍

化している。そうした影響を受けつつも、輸出や鉱工業生産は、供給制約の影響の緩和に支えられて、横ばい圏内の動きとなっている。企業収益が全体として高水準で推移するもとで、設備投資は緩やかに増加している。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、感染症の影響が和らぐもとで、緩やかに増加している。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。わが国の金融環境は、企業の資金繰りの一部に厳しさが残っているものの、全体として緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、エネルギーや食料品、耐久財などの価格上昇により、4%程度となっている。また、予想物価上昇率は上昇している。

3. 先行きのわが国経済を展望すると、資源高や海外経済減速による下押し圧力を受けるものの、新型コロナウイルス感染症や供給制約の影響が和らぐもとで、回復していくとみられる。その後は、所得から支出への前向きな循環メカニズムが徐々に強まるもとで、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる。消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、政府の経済対策によるエネルギー価格の押し下げ効果に加え、輸入物価の上昇を起点とする価格転嫁の影響も減衰していくことから、来年度半ばにかけて、プラス幅を縮小していくと予想される。その後は、マクロ的な需給ギャップが改善し、中長期的な予想物価上昇率や賃金上昇率も高まっていくもとで、経済対策によるエネルギー価格の押し下げ効果の反動もあって、再びプラス幅を緩やかに拡大していくとみられる。
4. リスク要因をみると、引き続き、海外の経済・物価動向、今後のウクライナ情勢の展開や資源価格の動向、内外の感染症の動向やその影響など、わが国経済を巡る不確実性はきわめて高い。そのもとで、金融・為替市場の動向やそのわが国経済・物価への影響を、十分注視する必要がある。
5. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。

当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2023年1月17、18日開催分）に関する件（3月9・10日）

本委員会は、令和5年3月9・10日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2023年1月17、18日開催分）^{注1}を承認した。

注1) インターネット・ホームページをご参照ください（3月15日公表）。

(2) 通常会合関係

◆参与の推薦に関する件（2月28日）

本委員会は、令和5年2月28日、日本銀行法第23条第4項の規定に基づき、財務大臣に対し、加藤 勝彦 氏を参与に推薦することを決定した^{注2)}（4月1日、財務大臣より任命）。

◆タイ中央銀行との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関する件（2月28日）

本委員会は、令和5年2月28日、タイ中央銀行との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関して決定した^{注3) 注4)}。

注2) 本件は、本委員会で2月中に決定したのですが、財務大臣による任命後に発刊される月報に掲載する扱いとしました。

注3) インターネット・ホームページをご参照ください（3月30日公表）。

注4) 本件は、本委員会で2月中に決定したのですが、スワップ取極を延長した旨の対外公表後に発刊される月報に掲載する扱いとしました。

◆「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」の一部改正等に関する件（3月3日）

本委員会は、令和5年3月3日、下記の1. から3. までの諸規程をそれぞれ別紙1から別紙3までのとおり一部改正し、本年3月31日から実施することを決定した。

記

1. 「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」
（平成31年3月26日決定）^{注5)} 別紙1
2. 「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに間接参加者および外国間接参加者の承認基準」（平成15年1月7日決定）^{注6)}
. 別紙2
3. 「代理店の設置等に関する基本要領」（平成12年6月30日決定）^{注7)}
. 別紙3

注5) 「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

注6) 「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに間接参加者および外国間接参加者の承認基準」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

注7) 「代理店の設置等に関する基本要領」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」
中一部改正

- 第2章1. (1) イ. を横線のとおり改める。

イ. 申出者につき、法令により定められた自己資本に関する水準（連結および単体の自己資本比率、資本バッファ比率ならびに、レバレッジ比率ならびに申出者が銀行である場合にはレバレッジ・バッファ比率のうち、法令により適用を受ける規制にかかるものをいう。以下同じ。）を満たすこと。

- 第2章1. (1) ハ. 、第2章2. (1) イ. および第2章2. (1) ハ. 中、「母国の法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には」を「母国の法令により資本バッファ規制、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には」に改める。

- 第2章1. (1) ニ. を横線のとおり改める。

ニ. イ. からハ. までにおいて、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、当該比率についてイ.、ロ. またはハ. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。

○ 第2章2. (1)ニ. を横線のとおり改める。

ニ. イ. からハ. までにおいて、資本バッファ比率またはレバレッジ・
バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であつても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、当該比率についてイ.、ロ. またはハ. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。

「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに
間接参加者および外国間接参加者の承認基準」中一部改正

○ 別紙の（別紙 1）中 1. (1)を横線のとおり改める。

(1) 自己資本の充実

イ. 連結および単体自己資本比率^(注1)が、法令により定められた水準を満たすこと。また、法令により資本バッファ規制および、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制^(注2)が適用される場合には、資本バッファ比率およびレバレッジ比率適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注 1) 略（不変）

(注 2) 申出者が銀行である場合に限り適用され得る。

ロ. 申出者の親会社が銀行持株会社である場合には、イ. に加え、当該銀行持株会社の連結自己資本比率^(注)が、法令により定められた水準を満たすこと。また、法令により資本バッファ規制および、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率およびレバレッジ比率適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注)「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 18 年金融庁告示第 20 号）に基づき算出された連結自己資本比率をいう。

ハ. イ. およびロ. において、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、当該比率についてイ. またはロ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。

○ 別紙の（別紙1）中2. (1)を横線のとおり改める。

(1) 自己資本の充実

イ. 申出者を有する外国銀行がその母国において「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（平成 22 年 12 月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙 1 において「バーゼル III」という。）に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者である場合には、自己資本比率^(注)が母国の法令により定められた水準を満たすこと。また、当該外国銀行の母国の法令により資本バッファ規制およびレバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率およびレバレッジ比率適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

(注) 略（不変）

ロ. 略（不変）

ハ. 申出者を有する外国銀行がイ. またはロ. のいずれにも該当しない者である場合には、銀行法に準じて算出された自己資本比率が同法により定められた水準を満たすこと。また、同法に準じて算出された資本バッファ比率およびレバレッジ比率またはレバレッジ・バッファ比率が、同法により定められた水準を満たすこと。

ニ. イ. およびハ. において、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、当該比率についてイ. またはハ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。

○ 別紙の（別紙2）中1. (1)を横線のとおり改める。

(1) 自己資本の充実

イ. 自己資本比率^(注1)が、申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準を満たすこと。また、申出者の母国において申出者に適用される法令により資本バッファ規制および、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率^(注2)およびレバレッジ比率適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注1) 略(不変)

~~(注2) 自己資本比率のうち申出者の母国において申出者に適用される法令において資本バッファとして取扱うことが認められる自己資本部分にかかる比率またはこれに準ずるものをいう。~~

ロ. イ. において、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、当該比率についてイ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。

「代理店の設置等に関する基本要領」 中一部改正

○ 5. (1) イ、(イ) を横線のとおり改める。

(イ) 自己資本の充実

- a. 当該金融機関につき、法令により定められた自己資本に関する水準（連結および単体の自己資本比率、資本バッファ比率ならびに、レバレッジ比率ならびに当該金融機関が銀行または農林中央金庫である場合にはレバレッジ・バッファ比率のうち、法令により適用を受ける規制にかかるものをいう。以下(イ)において同じ。）を満たすこと。
- b. 略（不変）
- c. 当該金融機関が外国連結親会社（当該金融機関を連結子会社とする外国法人であって、その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル I」という。）、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル II」という。）または「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル III」という。）に基づき定められた規制の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を有する場合には、a. および b. に加え、当該外国連結親会社につき、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づきその母国において定められた規制のうち、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III のうち、当該外国連結親会社が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制または、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国

の法令により定められた水準を満たすこと。

- d. a. から c. までにおいて、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、当該比率について a.、b. または c. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。
- e. 略（不変）
- f. 略（不変）

○ 5. (1) ロ、(イ) a. を横線のとおり改める。

- a. 同庫が、法令により定められた自己資本に関する水準（連結および単体の自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率ならびにレバレッジ・バッファ比率のうち、法令により適用を受ける規制にかかるものをいう。）以上を目標とし、自己資本の充実に努めていること。

○ 5. (1) ハ、(イ) を横線のとおり改める。

(イ) 自己資本の充実

- a. その母国においてバーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該外国銀行が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III のうち、当該外国銀行が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国銀行の母国の法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。
- b. 略（不変）
- c. 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合には、a. または b. に

加え、当該外国連結親会社につき、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づきその母国において定められた規制のうち、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III のうち、当該外国連結親会社が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制または、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

d. a. から c. までにおいて、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、当該比率について a. 、 b. または c. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。

e. 略（不変）

◆理事の推薦に関する件（3月10日）

本委員会は、令和5年3月10日、日本銀行法第23条第4項の規定に基づき、財務大臣に対し、中島 健至を理事に推薦することを決定した（3月20日、財務大臣より任命）。

◆「2023年度の考査の実施方針等について」に関する件（3月14日）

本委員会は、令和5年3月14日、2023年度の考査の実施に関する重要事項として「2023年度の考査の実施方針等について」^{注8)}を定め、対外公表することを決定した。

◆政策委員会月報（令和5年2月）に関する件（3月14日）

本委員会は、令和5年3月14日、政策委員会月報（令和5年2月）を承認した。

注8) インターネット・ホームページをご参照ください。

◆第139回事業年度（令和5年度）経費予算の作成等に関する件
（3月17日）

本委員会は、令和5年3月17日、第139回事業年度（令和5年度）経費予算の作成等について、別紙のとおり決定した。

令和5年度経費予算

令和5年度（第139回事業年度）経費予算¹は、日本銀行が中央銀行としての役割を果たしていくために必要な経費予算を確保しつつ、経費支出全般にわたって縮減余地を十分に見極めた結果、以下の通りによることとした。

(単位：千円、%)

科 目		当年度予算額	前年度 当初予算比 増減率
銀行券製造費	銀行券製造費	61,925,111	12.8
国庫国債事務費	国庫国債事務費	21,326,048	▲0.0
給 与 等	役 員 給 与	431,716	0.7
	職 員 給 与	42,989,124	3.4
	退 職 手 当	10,547,428	1.8
	小 計	53,968,268	3.1
交 通 通 信 費	旅 費 交 通 費	2,524,106	27.6
	通 信 費	2,065,931	▲7.8
	小 計	4,590,037	8.8
修 繕 費	修 繕 費	2,187,105	▲3.9
一 般 事 務 費	消 耗 品 費	1,309,062	11.9
	光 熱 水 道 費	4,039,016	99.9
	建 物 機 械 等 賃 借 料	6,839,129	19.2
	建 物 機 械 等 保 守 料	11,700,977	0.3
	事 務 費	36,175,982	▲2.6
	小 計	60,064,166	4.0
合計（除く固定資産取得費、予備費）		204,060,735	5.8
固 定 資 産 取 得 費	固 定 資 産 取 得 費	16,685,192	▲30.0
	うち認可対象分 ^(注)	3,753,435	30.7
予 備 費	予 備 費	1,000,000	0.0
合 計	合 計	221,745,927	1.9
	うち認可対象分 ^(注)	208,814,170	6.2

(注) 認可対象分とは、業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除いたもの。

¹ 日本銀行は、毎事業年度、経費予算を作成しているが、そのうち業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除く経費予算については、当該事業年度開始前に、財務大臣の認可を受けることとされている（日本銀行法第51条第1項等）。令和5年度については、3月17日に認可を申請しており、認可取得を経て執行を開始する。なお、文中及び表上の計数は単位未満四捨五入。

—— 上記経費予算では、システム化関係費用 33,095,829 千円（前年度比 +0.4%）を、通信費、建物機械等賃借料・同保守料、事務費の中に計上している。

なお、システム化関係費用を見積もる際に予定した外部委託分の開発規模は 12,018 人月程度、これに日本銀行職員による作業を加えた総開発規模は、15,252 人月程度となっている。

主な増減をみると、営業所工事関連の支出減少等に伴い固定資産取得費（前年度比▲30.0%）が減少した一方、日本銀行券の改刷に向けて要する費用の計上を主因に銀行券製造費（同+12.8%）が増加したほか、光熱水道費の増加等を背景に一般事務費（同+4.0%）が増加したこと等から、全体では前年度を上回る予算となっている（同+1.9%、うち認可対象分+6.2%）。

（注） 上記別紙中、令和 5 年度（第 139 回事業年度）経費予算のうち、日本銀行法第 51 条第 1 項に定める経費の予算（本政策委員会月報 P.22 を参照）については、3 月 28 日、同条同項に基づく財務大臣の認可を取得しました。

◆2023年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に関する件（3月17日）

本委員会は、令和5年3月17日、2023年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に関し決定した。

◆議長の職務を代理する者の決定に関する件（3月20日）

本委員会は、令和5年3月20日、日本銀行法第16条第5項の規定に基づき、政策委員会議長 黒田東彦委員に事故がある場合に議長の職務を代理する者および代理する場合の順位を以下のとおりとすることを決定した。

氷見野 良三 委員	第一順位
内田 眞一 委員	第二順位

◆氷見野副総裁の兼職を承認する件（3月20日）

本委員会は、令和5年3月20日、「役員 の 兼 職 に 関 す る 特 則」2. (2) イ. に基づき、氷見野副総裁について次の兼職を承認することを決定するとともに、同一の職に再任される場合は、その兼職を承認することを決定した。

兼 職 名	報酬の有無	任 期
金融安定理事会・基準実施に係る常設委員会議長	無	2年

◆2023年度における中期経営計画（2019～2023年度）に関連した事項に関する件（3月31日）

本委員会は、令和5年3月31日、2023年度の定員（常勤職員数の最高限度）を4,900人とすることを決定した。

◆預金保険機構運営委員会の会議に出席する日本銀行理事を指名する件（3月31日）

本委員会は、令和5年3月31日、預金保険法（昭和46年法律第34号）第21条第4項に規定する日本銀行政策委員会が指名する日本銀行の理事を高口 博英とすることを決定した。

3. 報告事項

- 金融経済教育に関する活動報告および最近の動向（情報サービス局）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）
- 本行出資証券の電子化（政策委員会室、文書局）

令和5年4月25日

日本銀行政策委員会月報（第878号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
千田 英 継

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1

電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。